

# 公 募

(公告期間平成19年10月31日～平成19年11月 6日)

## 1 公募に付する事項

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
独立行政法人通則法第47条で定める余裕金の運用

## 2 期間

平成19年11月～平成20年3月28日(金)

## 3 運用額

3千万円を上限とする。

## 4 運用の条件

- (1)独立行政法人通則法第47条各号で定める国債等で元本が保証されるもの。
- (2)運用開始日は運用委託者決定後の適宜の日で、償還日が平成20年3月28日(金)以前のもの。
- (3)利息及び償還後の元本は本研究所指定の口座に平成20年3月28日(金)までに振り込むものとし、その振込手数料は運用委託者の負担とする。

## 5 応募する者に必要な資格

- (1)関東財務局長が認めた金融取引業者であり、上記4(1)に掲げる国債等を扱える者であること。

## 6 応募の方法

- (1)公募期間中に入手可能な上記4(1)に掲げるものの提案とする。
- (2)運用期間における運用方法、利率・利回り等による利息額及び手数料額等の詳細を任意様式により提出すること。
- (3)運用にあたり応募者が本研究所に要請する事項を任意様式により提出すること。

## 7 応募の期限及び場所

運用内容について協議を行いますので、前項に掲げる条件を満たし、本研究所余裕金の運用を希望する方は以下に申請してください。

期 限 平成19年11月 6日(火) 17時  
住 所 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号  
名 称 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
担 当 総務部総務課  
電 話 046-839-6817

## 8 運用委託者の確定

複数の応募者があった場合には、利息額から手数料額等を差し引いた運用益額が最も高い者に運用を委託するものとする。

## 9 契約書等の作成

取引報告書等の発行による。

## 10 その他

詳細については、独立行政法人通則法及び関係法令によるものとする。

以上、公募します。

平成19年10月31日

契約担当役  
独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所  
理 事 長 小 田

